

広島県公安委員会告示第70号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人広島被害者支援センターから、次のとおり住所及び援助事業を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月10日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

- 1 住所及び援助事業を行う事務所の所在地
変更前 広島市中区立町1番24号
変更後 広島市中区紙屋町二丁目2番18号
- 2 変更年月日
令和元年10月14日